

JAL 不当解雇撤回闘争支援東京連絡会規約

1. 名称

JAL 不当解雇撤回闘争支援東京連絡会（略称・「JAL 闘争支援東京連絡会」）とする。

事務局を千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル 2 階 NPO 法人労働相談室内に置く。

2. 目的

日本航空の不当解雇撤回を闘う労働者を支援し、勝利解決のために労働組合、諸団体・個人を幅広く結集して運動を拡大する。

3. 組織

- (1) 東京連絡会に、共同代表、運営委員会、事務局（若干名）、会計、会計監査を置く。
- (2) 運営委員会は各地区および労働組合の代表者等によって構成する。
- (3) 運営委員会および事務局会議は随時開催する。
- (4) 総会は、年に一回開催する。

4. 会費

個人、団体とも年会費一口 1000 円とする。（複数口可）

5. 情宣活動

適宜必要な情報を発信する。

6. 会計年度

総会から次の総会までを会計年度とする。

7. その他

規約の改廃、および上記項目以外の事項については運営委員会で検討し総会（臨時の総会も含む）で諮る。

以上

附則：この規約は 2024 年 5 月 14 日より施行する。